

第3次田園都市産業ゾーン基本方針（H29～H33）

～「稼ぐ力」を生み出す産業基盤づくり～

平成29年4月 埼玉県

1 基本方針策定の背景と目的

（1）背景

平成27年10月31日の圏央道埼玉県内全線開通、平成29年2月26日の圏央道茨城県区間全線開通に伴い、関越道や東北道を含め、東名高速から東関東道までの区間が結ばれました。

このことにより、圏央道沿線に限らず圏央道以北地域などにおいても、各高速道路インターチェンジ周辺や広域幹線道路沿道への企業立地ニーズが高まっています。一方、近県との競争も激化しています。

県では平成18年10月に「田園都市産業ゾーン基本方針」を定めるとともに、平成23年9月には「圏央道以北地域の産業地誘導に関する基本的考え方」を定めるなど産業づくりに取り組んできました。

これらの取組により新たに創出された産業用地では順調に企業立地が進んでおりますが、産業用地は不足している状況にあります。

こうしたことから、埼玉県の稼ぐ力を生み出す産業基盤づくりの推進について、さらなる取組が求められています。

（2）目的

当基本方針は、「埼玉県5か年計画」に基づき埼玉の活力を高めるために、圏央道沿線地域に加え圏央道以北地域などにおいて、高速道路インターチェンジ周辺や県内主要幹線道路周辺に田園環境と調和した産業基盤づくりを積極的に進められるよう具体的方針を定めるものです。

2 基本的な考え方

（1）県の取組方針

ア 市町村の産業基盤づくりを支援します。

当基本方針に沿って市町村が進める産業基盤づくりを県は積極的かつきめ細やかに支援します。また、圏央道以北地域については、人口減少が続き、今後更に高齢化が進む中で地域の活力を維持することが重要であることから、重点支援を行います。

イ 官民連携で進めます。

民の活力と行政の役割の調整を図り、スピード感ある産業基盤づくりに取り組みます。

ウ 周辺環境と調和した産業基盤づくりを進めます。

豊かな田園環境などとの調和を図った産業地を創出します。

(2) 産業集積の目標量

埼玉県 5 か年計画に定める目標達成に向け積極的に産業基盤づくりを進めます。

(3) 適用期間

平成 29 年度から平成 33 年度までとします。

(4) 田園都市産業ゾーンの範囲

付属資料 1 参照

当基本方針における積極的に産業地誘導を検討する地域(~)については圏央道以北の地域に限る)

圏央道のインターチェンジから概ね 5 km の範囲

関越道、東北道の各インターチェンジから概ね 5 km の範囲

国道(4 車線及びバイパス)及び県道(4 車線)から概ね 3 km の範囲

秩父地域における国道 140 号及び国道 299 号から概ね 3 km の範囲

県道飯能寄居線(日高市内から小川町内)から概ね 3 km の範囲

3 産業基盤づくりの基本的方向

(1) 計画的な土地利用

埼玉県の原風景でもある田園環境は、農業的土地利用と都市的土地利用の健全な調和を図ることが重要です。

秩序ある産業地を創出するため、計画的に産業基盤づくりを進めます。

市街化区域の既存産業地の有効活用に努めます。

市街化調整区域での新たな産業基盤づくりは、「市街化区域編入」を基本として、適切な開発の誘導に努めます。

非線引き都市計画区域においては、「用途地域の指定」を基本として、適切な開発の誘導に努めます。

地域の特性に応じ地区計画等により秩序ある産業基盤づくりを進めます。

農村地域において、新たな産業地整備を図る場合には、地域の農業との調和に努めます。

(2) 周辺環境との調和

埼玉県の豊かな田園環境は次世代に残すべき貴重な環境資産であることから、田園などの周辺環境と調和を図った産業基盤づくりを目指します。

産業地の外周に高木植栽空間を配置し、地区計画等により緑地空間の担保を図るとともに、既存の樹林地を含む場合は一定割合の保全を求めます。

付属資料 2 参照

景観法に基づく埼玉県景観計画の「特定課題対応区域」や市町村の景観計画などを適切に運用し周辺環境の保全にも努めます。

付属資料 3 参照

地域農業の環境整備や地域農産物の積極的な利用など、農業振興につながる仕組みづくりにも努めます。

(3) 乱開発の抑止

開発ポテンシャルの高まりを背景とした資材置き場、残土置き場などの乱開発を抑止するため、産業誘導地区を含む関係市町村と連携し、啓発活動や監視活動を実施します。

付属資料4 参照

4 県による積極的な取組

(1) 市町村支援

市町村からの開発相談に対して産業地スピードアップ調整窓口である田園都市づくり課がワンストップで対応し、かつきめ細やかな支援により一層のスピードアップを図ります。

ア 3本の柱による市町村の産業基盤づくりの支援

有望候補地区掘り起し支援

市町村からのヒアリングの結果等をもとに有望な候補地区を掘り起こして市町村に提示し市町村自ら判断し取り組むきっかけづくりを支援します。

ファーストステップ支援

取組をはじめたいが方法が分からない市町村や、これから検討を始める市町村に対し、産業基盤創出への道筋づくりを一から支援することにより、構想から計画段階への速やかなステップアップを図ります。

オーダーメイド型総合支援

計画段階にある各地区の課題解決に向け、個別訪問を行う等きめ細やかな支援を実施することにより計画の熟度を高めます。

イ 県のノウハウを活かした官民連携の支援

民間活力を活用して産業基盤づくりを進めようとする市町村に対し、県のノウハウを生かし官民連携が迅速に行えるよう支援します。

ウ マニュアルの提供による支援

市町村のスキルアップと幅広い支援を行うため、これまでに蓄積したノウハウやスキルを手引き等の参考資料として作成し、市町村に提供します。

エ 権限移譲の促進

開発許可や農地転用許可の権限移譲を検討している市町村に対し、県はその取組に協力します。

(2) 県による産業基盤づくり

県企業局は、地元自治体と共同してスピーディーな産業基盤づくりに取り組みます。

県企業局による産業基盤づくりについては、都市計画との連携や周辺環境との調和を図るなど民間開発のモデルとなるよう、庁内調整により対象地区の課題整理を行ない、計画的産業基盤づくりを実施します。

産業誘導地区選定を行い、全庁体制での支援を実施することにより一層のスピードアップを図ります。 付属資料5 参照

(3) 地域振興センターによる支援

地域振興センターは、管内市町村を産業地スピードアップ調整窓口に繋ぐなど、開発相談の際には必要に応じて市町村を支援します。

5 産業誘導地区の選定・支援体制

4(1)に示す県による積極的支援を通し、当基本方針に合致する計画的な開発が見込まれる地区や、県企業局が産業基盤づくりを行う地区を庁内会議に諮り「産業誘導地区」に選定します。

産業誘導地区の選定については、これまでの圏央道沿線地域に加え、圏央道以北地域などについても対象とします。

スピーディーな産業基盤づくりが進められるよう、市町村による取組を全庁体制でバックアップします。 付属資料5 参照

(1) 「産業誘導地区」の対象エリア 付属資料1 参照

田園都市産業ゾーンのうち次の区域を対象とします。

既存工業団地に隣接する区域

インターチェンジ出口より概ね1.5km以内

工場・研究施設においては、幅員12m以上(最低9m)の道路の沿道、流通業務施設においては、4車線以上の幹線道路の沿道、又はその道路からの距離が概ね500m以内でかつ幅員12m以上(最低9m)の道路に接している区域。

なお、圏央道以北の国道17号、秩父地域における国道140号及び国道299号、県道飯能寄居線(日高市内から小川町内)は、「4車線以上の幹線道路」に読み替える。

(2) 対象規模

概ね5ha以上。圏央道以北地域については概ね2ha以上とする。

(3) 産業分野

本県経済の新たな成長を導く次世代産業や先端産業をはじめ、食品産業、自動車関連産業、流通加工業などの産業集積を図り雇用の創出につなげます。

6 圏央道以北地域への重点支援

付属資料6 参照

(1) 重点支援1「地域特性を生かした産業基盤づくり支援」

ア 地域特性を生かした産業基盤づくりを進めるため、取組の各段階において、県職員が各市町村を訪問し支援をすることにより更なるスピードアップを図るとともに、計画の具体化に向け一歩踏み込んだ支援を行います。

(2) 重点支援2「企業誘致特別支援」

ア 企業ニーズ情報の提供や共同企業訪問を積極的に行なうなど、市町村の企業誘致活動を個別支援します。

イ 企業訪問・企業立地セミナーなどにおいて、市町村を積極的にピーアールするとともに、企業誘致に係る地域部会や研修会などでアドバイスします。

ウ 立地企業からの人材確保の要望に対して、市町村との合同で地元大学や高校などへの求人等の支援を行います。

(3) 重点支援3「企業誘致関連道路の整備促進総合支援」

ア 以下の制度を活用し、企業誘致につながる市町村道の整備を支援します。

調査・測量・設計段階や用地取得段階など事業の各段階における道路公社や土地開発公社による事業受託などの人的支援

社会基盤整備への貸付けによる県の財政的支援

イ 県は、県が管理する企業誘致を促進する幹線道路の整備に努めます。

7 その他

本県の交通網の充実に伴い、田園都市産業ゾーン以外の地域においても流通拠点施設などの立地が見込まれます。

外環道などのインターチェンジ周辺や接続する国道等4車線以上の幹線道路沿線などにおいて、市町村や県企業局が企業ニーズに応じて産業基盤づくりを行おうとする場合は、当基本方針を準用し計画的かつ適切に産業誘導を図ります。